

玉城町国民健康保険玉城病院
電子カルテシステム等導入業務

プロポーザル実施要領

令和 7 年 8 月 1 日
玉城町国民健康保険玉城病院

玉城町国民健康保険玉城電子カルテシステム等導入業務

プロポーザル実施要領

1 目的

玉城町国民健康保険玉城病院（以下「当院」という。）電子カルテシステム等導入業務（以下、本調達という。）について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により広く事業者からの企画・提案を募集するとともに、総合的な判断により選定するために必要な事項を定めるものとする。

なお、このプロポーザル実施要領は、以下により構成される。

- (1) プロポーザル実施要領
- (2) プロポーザル実施要領添付資料
 - ア 添付資料1 仕様書
 - イ 添付資料2 提案書類作成要領及び様式集
 - ウ 添付資料3 提案書記載要件及び提案評価基準書

2 プロポーザルに付する事項

- (1) 調達物品名 玉城町国民健康保険玉城病院電子カルテシステムおよび医事会計システム
- (2) 内 容 添付資料1 仕様書のとおり
- (3) 履 行 場 所 玉城町国民健康保険玉城病院
- (4) 履 行 期 間 契約締結の日から令和8年3月25日まで
- (5) 稼働予定日 令和8年3月1日
- (6) 問い合わせ先 〒519-0414 三重県度会郡玉城町佐田881
玉城町国民健康保険玉城病院 管理事務所
電話番号 0596-58-3039 / Email byoukai-t@town.tamaki.lg.jp

3 プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (2) 玉城町入札参加資格者名簿に登録されており、東海・近畿地方管内において国・地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
- (3) 東海・近畿地方管内に本社もしくは支社、営業所を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団が実質的に支配する又はこれに準じるものとして排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6) 病床数100床以上の病院において電子カルテシステムを導入した実績があることを証明した者であること。また、プロジェクトマネージャー及びプロジェクトリーダーは、

病床数300床以上の病院に電子カルテシステムを導入した実績が3件以上あること。

(7) 共同企業体の参加資格

- ア 自主的に結成された共同企業体であること。
- イ 共同企業体の構成員の数は2又は3社であること。
- ウ 各構成員は(1)から(5)までの参加資格を満たすこと。
- エ 共同企業体の構成員のいずれかが(6)の参加資格を満たすこと。
- オ 各構成員が本プロポーザルに係る他の共同体の構成員でないこと。
- カ 共同企業体の構成員は単独で本プロポーザルに参加することはできない。また、単独で本プロポーザルに参加する者は、共同企業体の構成員として参加することはできない。
- キ 共同企業体の代表者は、構成員と協定書を締結すること。協定書の様式は任意とする。なお、協定書には共同企業体を構成する全ての構成員が当院に対し、連帯責任を負うことを示すこと。
- ク 共同企業体プロポーザル参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を5(3)アの期間に5(3)イの場所に提出し、5(4)により共同企業体プロポーザル参加資格の確認を受けること。

4 プロポーザル日程

日程	実施事項
令和7年8月1日（金曜日）	公告 プロポーザル実施要領の配付・公開期間
令和7年8月1日（金曜日） 午後3時から 令和7年8月18日（月曜日） 午後5時まで	プロポーザル実施要領に関する質問の受付期間
令和7年8月1日（金曜日） 午後3時から 令和7年8月25日（月曜日） 午後5時まで	プロポーザル実施要領に関する質問の回答期間
令和7年8月12日（火曜日） 午前9時から 令和7年8月19日（火曜日） 午後5時まで	プロポーザル参加資格確認申請書の提出期間
令和7年8月25日（月曜日）	プロポーザル参加資格確認審査結果の通知期限
令和7年8月26日（火曜日） 午前9時から 令和7年9月1日（月曜日） 午後5時まで	提案書の提出期間
令和7年9月4日（木曜日）	対面審査
令和7年9月16日（火曜日）まで	審査結果の通知
令和7年9月下旬	契約締結予定

5 プロポーザル手続き

(1) プロポーザル実施要領の配付

令和7年8月1日（金曜日）午後3時以降、玉城町公式ホームページよりダウンロードすること。

(2) プロポーザル実施要領等に関する質問の受付

ア 受付期間 令和7年8月1日（金曜日）午後3時から令和7年8月18日（月曜日）午後5時まで

イ 受付方法 質問者（商号又は名称）及び連絡窓口（担当部門、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）並びにプロポーザル実施要領等に関する質問内容を質疑応答表（様式1）のExcelファイルに簡潔にまとめて記入の上、2(6)のEmailへ電子メールにファイル添付し、期限必着にて送信すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。（電話、来院など口頭による質問は一切受け付けない。）

ウ 回答期限 令和7年8月25日（月曜日）

エ 回答方法 質問に対する回答は、質問者が質疑応答表（様式1）に記載した担当者宛に、電子メールにファイル添付して行う。また、質疑内容は玉城町公式ホームページに掲載する。

(3) プロポーザル参加資格確認申請書

ア 受付期間 令和7年8月12日（火曜日）午前9時から令和7年8月19日（火曜日）午後5時まで

イ 提出場所 2(6)の場所

ウ 提出部数 提出書類作成要領及び様式集（添付資料2）の2に定めるところによる

エ 提出方法 持参または郵送
ただし、郵送の場合は、書留郵便とし、令和7年8月19日（火曜日）午後5時までに必着とする。

(4) プロポーザル参加資格確認結果通知

ア 通知期限 令和7年8月25日（月曜日）

イ 通知方法 審査結果を書面により通知する。

(5) 提案書類提出

ア 受付期間 令和7年8月26日（火曜日）午前9時から令和7年9月1日（月曜日）午後5時まで

イ 提出場所 2(6)の場所

ウ 提出部数 提出書類作成要領及び様式集（添付資料2）の2に定めるところによる

エ 提出方法 持参または郵送
ただし、郵送の場合は、書留郵便とし、令和7年9月1日（月曜日）午後5時までに必着とする。

(6) 対面審査

ア 審査日時 令和7年9月4日（木曜日）

※開始時刻は令和7年8月25日以降に通知する。

審査の順番は提案書の提出が早かった者から順に希望する順番で行う

ことができるものとする。なお、提出が同時の場合は、提出時にくじ引きにより希望を出す順番を決定する。

- イ 審査場所 玉城町国民健康保険玉城病院
- ウ 審査内容 1 社当たり40分とし、提案書の概要説明20分及び質疑応答20分を実施する。なお、審査時に使用する資料は事前に提出した提案書および補足添付資料に限る。当日の追加資料の提出は認めない。
- エ 出席者数 1 社当たり 5 人以内（プロジェクトリーダーは必ず出席し、記述式回答方式の概要説明を行うこと。）

6 その他

(1) 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ア 本プロポーザルに関し、玉城町国民健康保険玉城病院電子カルテシステム等導入事業者審査委員会の委員に接触を求めた場合
- イ 本プロポーザルに関し、審査の公平性を害する行為を行った場合
- ウ プロポーザル参加資格確認申請書の提出日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

(2) 提出書類の無効

提出された書類が、次のいずれかに該当する場合、無効となり、参加資格を失うことがある。

- ア 提出方法、提出期限、提出場所が遵守されていないもの
- イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 費用の負担

本プロポーザルの参加に要するすべての費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

- ア 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- イ 提案書類の提出は、1社につき1案とする。
- ウ 提案書類を提出した者は、その内容に関し説明を求められた場合、それに応じる義務を有するものとする。
- エ 提出された書類は、返却しない。
- オ 提出された書類に虚偽の記載をした場合、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- カ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- キ 提出された書類及び審査結果は、公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。公表を求めない場合には、その旨を記載すること。記載の無い場合は公

表に同意したものとする。なお、公表を求めない場合においても、「公表を求めない旨」は公表するものとする。

ク 参加者名を公表することがある。

ケ 公表している資料を除き、当院より受領した資料は、事務局の了解なく公表・使用することはできない。

コ 提出期限以降における提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

サ 提出された書類に記載したプロジェクトマネージャー及びプロジェクトリーダーは、本調達における進捗状況、各種提案を直接行う者で、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。

シ 預かった個人情報、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供しない。

ス 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

セ 本調達に係る予算については、調達額の全部又は一部を企業債の発行により充当するため、総務省同意が得られなかった場合、本契約を解除する場合がある。この場合の契約解除に係る損害賠償額は、別途協議するものとする。